

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月二十二日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一七―〇―一五三

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の事務所の項中「支所長」を削る。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「課長 審査長」を「課長 取引適正化検査管理官 審査長」に

改め、「取引適正化調査室長」を削り、同部地方事務所の項中「総務管理官」を「総務管理官 取引適正化

管理官」に改める。

別表カジノ管理委員会の部の次に次のように加える。

サイバー通信情報	事	務	局	事務局長	次長	公文書監理官	課長	検査室長	課長補佐（総
----------	---	---	---	------	----	--------	----	------	--------

監理委員会	括） 課長補佐（管理） 課長補佐（人事） 人事係長 予算係長 長 文書係長 庶務係長
-------	--

別表こども家庭庁の部内部部局の項中「児童手当管理室長」を「児童手当管理室長 こどもの自殺対策推進室長」に改める。

別表復興庁の部復興局の項中「次長」を「副局長 センター長 次長 センター次長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「行政経営支援室長」を「行政経営支援室長 ふるさと住民登録制度推進室長」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「危機管理調整室長」を削る。

別表文部科学省の部内部部局の項中「広報室長 連絡調整官」を「連絡調整官」に、「国際協力企画室長」を「広報室長 国際協力企画室長」に、「主任教育企画調整官」を「主任教育企画調整官 学校給食振興調整官」に改め、「情報教育振興室長」を削り、「幼児教育企画官」を「幼児教育企画官 高校教育改革室長 高校修学支援室長 産業教育振興室長」に、「高校修学支援企画官 産業教育振興企画官」を「情報教育振興企画官」に、「奨励室長」を「奨励室長 人工知能活用推進企画官」に改める。

別表スポーツ庁の部内部部局の項中「障害者スポーツ振興室長」を「パラスポーツ振興室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「建設安全対策室長」を「建設・個人事業者安全対策室長」に、「会計企画調整室長」を「人事DX推進室長 会計企画調整室長 会計DX推進室長」に改め、同部国立保健医療科学院の項中「保健医療経済評価研究センター長」を「保健医療経済評価研究センター長 防災・公衆衛生レジリエンス研究センター長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「課長 統計企画管理官」を「課長 統計企画管理官 米穀輸出促進官」に、「食料システム連携推進室長 ファイナンス室長」を「新事業創出室長 食料システム連携推進室長」に、「米麦流通加工対策室長」を「米麦消費拡大推進室長 米流通対策官」に改め、「米穀貿易企画室長」を削り、「担い手総合対策室長」を「担い手・法人総合対策室長」に、「農泊推進室長」を「農泊・里業推進室長」に改め、同部地方農政局の項中「総括広域監視官」を「総括広域監視官 総括食品表示監視官 上席食品表示監視官」に改め、同部北海道農政事務所の項中「総括広域監視官」を「総括広域監視官 総括食品表示監視官 上席食品表示監視官」に改める。

別表林野庁の部内部部局の項中「花粉発生源対策調整官 森林吸収源情報管理官」を「森業振興室長 花

粉発生源対策調整官」に改め、同部森林管理局の項中「森林放射性物質汚染対策センター」を「福島森林再生センター」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「厚生審査官」を「厚生審査官 DX室長」に、「イノベーション推進戦略企画官」を「イノベーション推進戦略企画官 量子産業室長」に改め、「国際室長」の下に「量子産業室長」を加える。

別表国土交通省の部地方整備局の項中「港湾情報化推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を削り、同部地方整備局の事務所の項中「船長等」を「専門員（人事、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 船長等」に改め、同部北海道開発局の項中「開発専門官（人事）」の下に「又は予算」を加え、同部開発建設部の項中「事業調整官」及び「空港対策官」を削る。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「監査・業務改善推進室長」を「監査・マネジメント推進室長」に、「放射線環境対策室長」を「環境放射線企画室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「公文書監理室長」を削り、「広報室長」を「広報室長 公文書監理室長 政策調整室長」に、「首席審理官」を「首席審理官 公平審査制度企画室長」に改め、「総合調整官」及

び「総務課、企画法制課、」を削り、「主任法令審査官」を「総務専門官 主任法令審査官」に改める。
別表備考第一項中「令和八年二月二十八日」を「令和八年五月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。